

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

- 議案第 7 3 号 岩国市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 4 号 岩国市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 7 号 消防ポンプ自動車の買入れについて
- 議案第 7 8 号 避難所用簡易ベッドの買入れについて
- 議案第 7 9 号 横山ポンプ場土木施設整備工事請負契約の一部変更について
- 議案第 8 0 号 いこいと学びの交流テラス新築工事請負契約の一部変更について
- 議案第 8 1 号 いこいと学びの交流テラス新築機械設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第 8 2 号 字の区域の変更について
- 議案第 8 3 号 岩国市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 4 号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

以上 10 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

- 請願第 2 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願
- 請願第 3 号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める請願

以上 2 件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 7 7 号 消防ポンプ自動車の買入れについての審査におきまして、

委員中から、「消防車両の更新時期については 20 年を目安にしていると聞いたが、20 年を過ぎてから購入するのではなく、昨今の長期化する納期の状況を考慮の上、納期が 20 年以内に間に合うように購入する考えはないか」との質疑があり、

当局から、「保有する消防車両によって更新時期がまちまちであり、基本的には 20 年を経過する年度での更新を計画している。更新の時期が 6 月の場合は、納期がその年の 10 月、11 月になることもあるが、基本的には 20 年を超えて 21 年を超えないように更新することを考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「今後、消防車両の更新に当たっては、20 年の更新時期を大幅に超えないように、納期の影響を十分踏まえて、早期の手配を心がけていただきたい」との意見がありました。

次に、議案第 8 0 号 いこいと学びの交流テラス新築工事請負契約の一部変更について及び議案第 8 1 号 いこいと学びの交流テラス新築機械設備工事請負契約の一部変更についての審査におきまして、

委員中から、「本建築工事では、3 次や 4 次の下請における軽微な工事の割合が 7 割を超えるなど、下請の重層化に伴う問題があると考えるが、市はどのように考えているの

か」との質疑があり、

当局から、「下請の重層化については承知しているが、工事の規模に合わせて下請業者が関係することで、大規模な工事の施工が可能になっている。この重層的な下請構造については、工事内容の複雑化、高度化などに伴う専門化、分業化に対応するため、ある程度は必然的で合理的な側面もある一方で、元請業者の目が届きにくくなるなどのデメリットがあることは十分認識しており、下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底などが図られるよう、今後も元請業者に対して、しっかりとその点を周知してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「本件のような40億円を超える大型公共工事はあまりないと思われるが、ないからこそもっと地元の中小事業者の方に、このような機会があるたびに受注していただき、地域経済の活力となるような方策があれば、お聞かせ願いたい」との質疑があり、

当局から、「市が発注する公共工事では、岩国市ふるさと産業振興条例に基づき、建設工事、物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献状況や本市施策への協力状況等に配慮し、市内事業者の受注機会の確保や市産品の活用を図るよう、事業者に対し、働きかけをしっかりと行っている」との答弁がありました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。